

研究紀要

第21号

黒曜石製石器の产地推定とその様相について
—雅楽谷遺跡と周辺遺跡—

上野真由美 望月明彦

池上・小畠田遺跡の土壙について
—その配置と性格を中心にして—

宅間清公

旧入間用水系下流域の周溝墓と周溝（上）

福田 聖

坂塚古墳群の様相

山本 稔

古墳時代の河川交易
—下田町遺跡へ貝を運んだ道—

赤熊浩一

中世渡来銭にみられる所謂星形孔銭の検討
—北宋の貨幣政策と銭貨化学組成の変動—

清水慎也

中世～近世の地鎮について（下）
—墨書き土器を用いる例を中心として—

鈴木孝之

図書の分類と整理について
—文献データベースの作成—

新屋雅明 金井義直

蓮田周辺採集大珠の鉱物分析

大屋道則

北本市内出土石製品の鉱物分析

磯野治司 斎藤成元 清水慎也 大屋道則

埼玉県内河用砂の鉱物組成について
—胎土分析に関する基礎資料—

大屋道則 清水慎也 横山一己

石器材料及び石器の理化学的分析値（1）
—XRFによる黒曜岩分析値（2005年度）—

大屋道則 西井幸雄 上野真由美 亀田直美
国武貢克 島立桂 田村 隆 望月明彦

2006

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団





2 clinochlore talc



4 talc



3 clinochlore talc



20 talc



12 clinochlore muscovite



8 quartz muscovite



14 clinochlore



19 quartz celadonite



1 clinochlore



16 augite





13 omphacite



11 jadeite



17 tremolite



6 tremolite



10 jadeite



7 tremolite



18 tremolite



5 tremolite



15 tremolite



9 tremolite



目 次

序

- 黒曜石製石器の产地推定とその様相について 上野真由美 望月明彦 (1)
－雅楽谷遺跡と周辺遺跡－
- 池上・小敷田遺跡の土壤について 宅間清公 (35)
－その配置と性格を中心に－
- 旧入間川水系下流域の周溝墓と周溝（上） 福田 聖 (51)
- 飯塚古墳群の様相 山本 穎 (85)
- 古墳時代の河川交易 赤熊浩一 (91)
－下田町遺跡へ貝を運んだ道－
- 中世渡来銭にみられる所謂星形孔銭の検討 清水慎也 (109)
－北宋の貨幣政策と銭貨化学組成の変動－
- 中世～近世の地鎮について（下） 鈴木孝之 (145)
－墨書き土器を用いる例を中心として－
- 図書の分類と整理について 新屋雅明 金井義直 (171)
－文献データベースの作成－
- 蓮田周辺採集大珠の鉱物分析 大屋道則 (183)
- 北本市内出土石製品の鉱物分析 磯野治司 斎藤成元 (185)
清水慎也 大屋道則
- 埼玉県内河川砂の鉱物組成について 大屋道則 清水慎也 (191)
－胎土分析に関する基礎資料－ 横山一己
- 石器材料及び石器の理化学的分析値（1） (199)
－XRFによる黒曜岩分析値（2005年度）－
大屋道則 西井幸雄 上野真由美 亀田直美
国武貞克 島立 桂 田村 隆 望月明彦

中世～近世の地鎮について（下）

—墨書き土器を用いる例を中心として—

鈴木孝之

要旨 地を鎮めるための行為には、さまざまな形や方法があったと考えられる。そしてそれらの中には、現在もなお続けられている形や方法もあると思われる。

中世～近世にかけての地鎮祭儀の内には、墨書き土器や墨書き石などを用いたものもある。その墨書きの内容としては、統計に基づくものではないものの、絵画・文字が多く、記号がこれに続くのではないかと考えられる。

小稿では、それらの中から八鉢輪宝や羯磨などの、いわゆる密教法具が墨書きされたカワラケを用いる地鎮祭儀について検討をした。また密教法具という共通点から、石や土版にこれらが表現された資料についても併せて扱った。

その結果、これらの密教法具は、墨書きされる時点で、法具の部位や形状に省略や変形、あるいは付け加えが認められた。これはただ単に、カワラケという小さな皿の内面に筆で描くため、細部までの表現が及ばなかったという場合もあるが、主として密教法具に対する認識の変化によると推定した。そしてさらには、認識そのものがなくなってしまったであろうと考えた。

言い換えるならば、それらの法具を必要としない、またはそれらの法具を知らない祭儀へとかわっていつたためではないかと結論した。

はじめに

以前、「埼玉考古」に掲載した「中世～近世の地鎮について（上）・（中）」において、密教法具を墨書きした土器や石の例を中心として扱い、参考例として土版の資料を掲げ、各事例について若干検討したことがある（鈴木2001・2002）。小稿では、それらを踏まえたまとめを、若干ではあるが行いたいと思う（註19）。まとめを行うにあたって、何点かの事例の追加をしておきたいと思う。

なお、図版番号・註番号については、これまでに用いた番号から継続していくことにする（註20）。

さらに、記述の進め方としては、（上）・（中）の場合と同様に、報告書などを基に、一遺跡ずつ事例の紹介をしていく。ついで、それぞれの事例についての筆者の所見を述べていくことにしたい。そこで、まず（中）執筆以降に得られた資料を補足として紹介する。

8 資料の補足

A 密教具—（a）輪宝

16) 太田市金山城跡馬場下曲輪 太田市教委 1996・笠懸野岩宿文化資料館 2006 ほか

金山城は、足尾山塊の最南端にある金山丘陵上に占地し、岩松氏や横瀬氏（後の由良氏）による新田領支配の拠点となった。1469（文明元）年の築城説が有力で、1560（永禄3）年以降、上杉謙信・武田勝頼・常陸佐竹氏・後北条氏などの戦国大名にたびたび攻められたがいずれも退け、難攻不落の要害として知られている。

10図1：馬場下曲輪には、凝灰岩を切り貯めた柱穴が検出されており、この部分における建物跡の存在が確認された。墨書き土器はこの地点からの出土である（註21・柱穴内）。土師質土器、完形、底部内面に八方輪宝、さらに口縁部付近に「中」の墨書きをもつ。

輪宝の穀の中央に、普賢菩薩を意味する「アン」が記されている。地鎮に用いられた可能性が示唆されている。

17) 太田市金山城跡日ノ池 太田市教委 1996・笠懸野岩宿文化資料館 2006 ほか

金山城内の日ノ池石敷き平坦面の下からの出土。

10図2・3(同一固体): 口縁から底部までの破片。口径11.6cm・底径6.5cm・器高2.9cm。ロクロ成形。墨痕は不明瞭ながら、「内面に輪宝の墨書」(太田市教委1996以下同じ)がみられ、「地鎮などのまじないが行われたものと考えられる」と報告されている。

遺物写真(同図2)をみても、墨痕はきわめて淡いことが分かる。輪宝とまでは判読できても、墨書の図化には至らなかったと思われる。(註22)。

18) 新里村(現:桐生市)山上城第IX次調査地点 新里村教委 2005・笠懸野岩宿文化資料館 2006

山上城は、東西を河川によって浸食された南北にのびる丘陵上に築かれており、膳城と併せた連郭式の城である。山上城には、平安時代末頃から山上保の保笠司として定着した藤原秀郷を祖とする山上氏が居城した。

遺構・遺物: 「馬出しの西虎口」(新里村教委2005以下同じ)近くに設けられた、B-4号と命名された柵列(10図4・5)からの出土。この柵列は4基のピットからなり、「主軸方位はN-90°-Eにもつ。東側延長線上にB-3号掘立柱建物跡の中軸ラインが一致し、D-18号土坑としたピットを本遺構の延長と考えると、一体の構造が想定される」(前掲書、以下同じ)。各ピットの規模は、P1が径55cm・確認面からの深さ56cm、P2が径50cm・確認面からの深さ53cm、P3が径50cm・確認面からの深さ50cm、P4が径50cm・確認面からの深さ60cmを測る。

各ピット間の芯身距離は、P1-P2間が190cm、

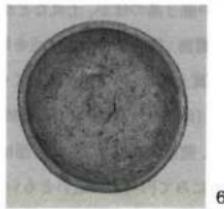
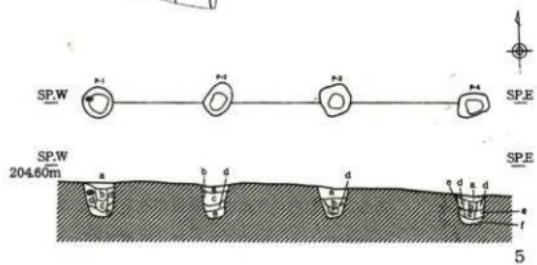
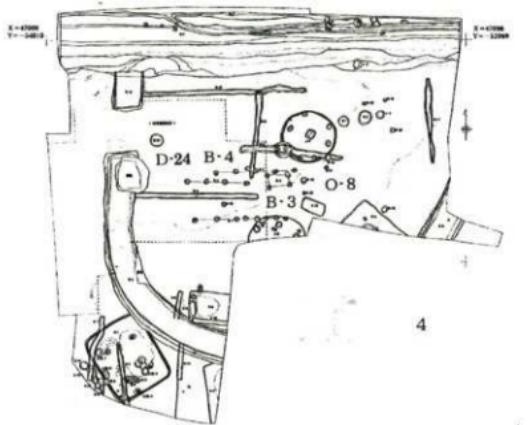
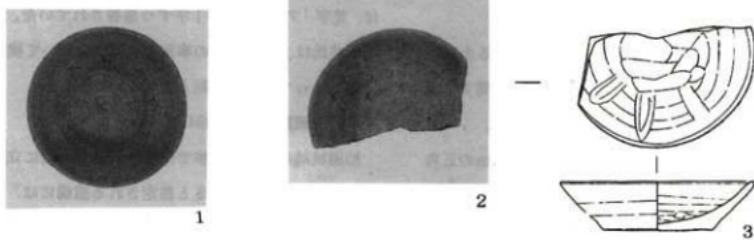
P2-P3間が190cm、P3-P4間が220cmである。

報告者の加部二生氏は、「柱穴覆土断面においてセカンダリーな浅間B軽石層が確認されている点を重視して中世段階の構築と考えたい」との見解を述べておられる。

墨書カワラケは、P4からの出土である。「覆土断面中心部分で柱痕が確認された。また、その最下面からカワラケ皿2枚が伏せた状態で出土した。それらの1枚に輪宝墨書が有り、地鎮具の可能性が高い」。なおこの2点のカワラケは、重なった状態で検出されている。

10図6・7(同一固体): 墨痕はきわめて残りが悪く、写真(同図6 註23)からでは墨書の内容は読み取れない。土師質土器、完形。口径10.4cm・底径6.6cm・器高2.9cm。ロクロ成形で「底部右回転糸切り後未調整」、「内面、輪宝墨書。中心は梵字キリーケ。16世紀後半」。同図8と重なって、伏せた状態で出土。10図8: 土師質土器、完形。口径9.4cm・底径5.2cm・器高2.1cm。ロクロ成形で「底部右回転糸切り後未調整」。同図7と重なって、伏せた状態で出土。

D-24号土坑(10-4)について報告者の加部二生氏は、「他の遺構との重複は無く、平面形状は円形を呈す。径132cm、確認面からの深さ100cmの規模を有する。構築位置が西側の虎口から入ってくる要の位置にあり、出土遺物に繩文土器小破片の他、黄瀬戸の盤がある。人為的に埋め戻した痕跡があり、単独で存在することから西虎口の地鎮的な遺構の可能性も捨て難い。しかし、断面形態からすれば墓壙とも考えられる。出土遺物からは16世紀終末~17世紀初頭の年代観を示しており、墓だとすれば馬出しの機能が停止後に構築されたものであろうから、廃城の時期を考える示唆的な遺構である」と述べておられる。



1 金山城馬場曲輪跡 2・3 金山城日ノ池跡(同一個体)

4 山上城跡IX全体図(1/500)

5 山上城跡IX B-4号櫓列跡(1/80)

6～8 山上城跡IX(1/3 6・7は同一)

4は一部手を加えて用いた

19) 富岡市丹生東城跡 永井 2005・2006

丹生東城跡は、富岡市の北西部に所在する小高い丘陵上の北端部に位置している。この城に関する記録は無く、丹生城の出城とする見方もある。

本郭(11図1)は、東西100m、南北80mの五角形を呈し、その中央部にコの字形に4棟、北西部に1棟の掘立柱建物跡が確認されている。このほかの遺構としては、堀跡3条・堅堀跡・溝跡合わせて7条・井戸跡3基のほか、土坑などが検出されている。遺構・遺物：輪宝墨書き器4点を始めとした計19点の土師質土器は、本郭の西端近くの51号土坑から出土した(同図2 註24)。この土坑は、平面形は概ね円形で、壁面は垂直に近い。底面はほぼ平坦であり、全体的にみて円筒形に近いともいえる。この土坑については、「地鎮」「地鎮め」の祭儀そのものの遺構か、またはその祭儀に使われたものを埋納した遺構か不明であるが、発見された状況では後者のように思われる」とし、さらにその祭儀は、「丹生東城の築城の時期にあたるのではないかと想像される」(永井2006、以下同じ)と述べておられる。なお、出土状況図(同図2)には、51号土坑の周囲に4つのピットがみられるが、掘立柱建物跡の可能性は低いとのことである(註25)。

51号土坑からは、16世紀前半と考えられるカワラケが計19点出土している。この内、「口径11センチメートル前後の中型タイプのものが7点、口径7センチメートル前後の小型タイプのものが12点」で、そのすべての底部外面には、梵字「ア」・「パン」が1字ずつ墨書きされていた(同図4)。さらに、中型タイプのうち4点の内面には、八鉢輪宝の墨書きがみられた(同図3)。

また、「51号土坑出土の小型タイプの墨書き土器と同じものがここから10メートル西の1号井戸から9点出土しており」(同書)、そのすべての底部外面に

は、梵字「ア」・「イ」が1字ずつ墨書きされていた。

永井氏は、この2つの事例の「関連について検討課題となっている」と結んでおられる。

20) 榎瀬城跡 大賀 1994

榎瀬城跡は、複合遺跡である榎瀬田遺跡内に立地している。城郭に関わると推定される遺構には、曲輪22箇所・堀2箇所・土塁2箇所・門4箇所・道2箇所・礎石建物跡3棟・掘立柱建物跡4棟ほかがある。

遺構・遺物：本例は、遺物が遺構内から検出された数少ない資料の1つである。「地鎮遺構」は、榎瀬城跡の主郭とも考えられる5号曲輪内(11図2)の、100号土坑から出土した。

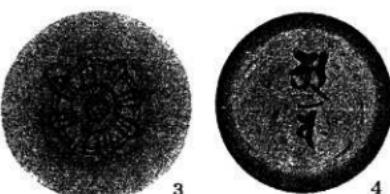
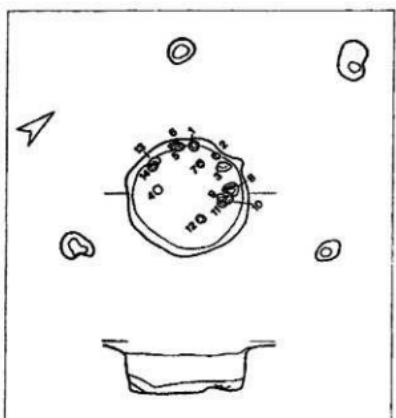
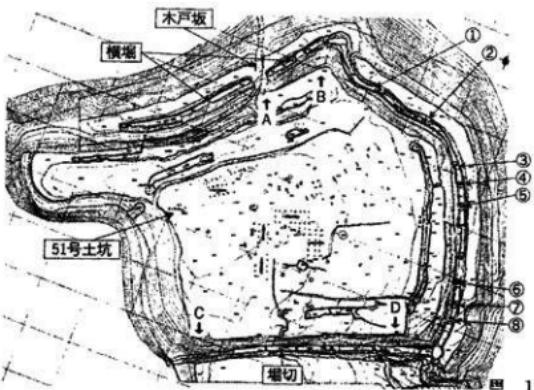
この土坑は、「曲輪内を覆っていた覆土を除去した段階で」(大賀1994 以下同じ)検出されたもので、平面形は 1.42×1.35 mの円形を呈し、深さは0.92mを測る。断面形は、底面が平坦で、壁面は急激に立ち上がる。

「遺物は第7層及び第8層よりまとまった量のかわらけ(皿)が出土している。土坑の北側半分に集中する傾向を示し、図に示す様に破碎されたような状況で投げ込まれている。また、土坑はいったん掘り込まれた後、20cm程埋め戻されて遺物の投棄が成されている」という状況であった。

この土坑から検出された土器は、カワラケ24点である。その内の4点に、墨書きがみられる。また、やや大形の1点(同図7)には、底部外面から穿孔が行われている。なお、24点中19点には、内面・外面、あるいは内外面に有機物が付着していた。

11図3：土師質土器、完形。口径12.1cm・底径7.1cm・器高3.0cm。ロクロ成形、底部回転糸切り。内面に八鉢輪宝と、その中央に梵字「ア」の墨書きをもつ。外面に有機物付着。

同図4：土師質土器、完形。口径13.0cm・底径6.6



1. 丹生東城跡全体図(1/2000)

2. 丹生東城跡51号土坑(1/40)

3・4 丹生東城跡(3=内面 4=外側)

一部手を加えて用いた

第11図 丹生東城跡

cm・器高3.0cm。ロクロ成形、底部回転糸切り。内面に八鉢輪宝と、その中央に梵字「ア」の墨書きをもつ。外面に有機物付着。

同図5：土師質土器、完形。口径12.7cm・底径7.7

cm・器高2.7cm。ロクロ成形、底部回転糸切り。内面に八鉢輪宝と、その中央に梵字「ア」の墨書きをもつ。同図6：土師質土器、口縁部の4分の1を欠く。

口径12.4cm・底径7.0cm・器高2.3cm。ロクロ成形、底部回転糸切り。内面に八鉢輪宝と、その中央に梵字「ア」の墨書きをもつ。参考資料として底部穿孔されたカワラケについても紹介しておく。

同図7：土師質土器、破片2点からなるが完形。

口径14.8cm・底径8.0cm・器高2.8cm。ロクロ成形、底部回転糸切りの後外周ナデ。底部中央に焼成後穿孔あり。

報告者の大賀 健氏は、「有機物は遺物が破碎された後に付着した」とし、これは「投棄の段階で祭礼に使われた有機物が共に埋納されたと考えられる」と述べておられる。また、同氏はこの「祭礼」について、周辺の遺構との関連も含め、何点かの興味深い指摘をしておられるので、以下に箇条書で掲げておきたい。

1 カワラケの出土した100号土坑は、「桁行9間の1号掘立柱建物の中央4間半の中軸線の延長上にあった、同掘立柱建物の床下から確認された2基の焼けた床面を持つ土坑と結ぶと、二等辺三角形の頂点にもあたっている」こと。

2 「5号曲輪は位置関係から本城郭の主要な曲輪に位置するものと考えられ、主殿と考えられる2号礎石建物跡が位置する4号曲輪と共に主たる曲輪になるものであろう。しかしながらこの鎮壇の跡が確認されたのは5号曲輪からであった。祭礼が曲輪の造成後に行われていることから、地鎮祭ではなく建物に対する鎮壇の行為と判断した」こと。

3 そして、「他の建物には同様の行為の確認がされていない。この点から5号曲輪に於いて行われた鎮壇は、城全体にかかる鎮壇供養として行われた可能性が考えられる」こと。

4 カワラケは、「破碎された状況で土坑の最下層より幾分上位に出土している」のは、「金剛峯寺大門出土の事例に類似」していること。

5 「中世真言密教に於ける鎮壇の儀礼では、一中略—五穀の粥を穴の中や周囲にまくことも指摘されている。一中略—かわらけに付着する有機物は、供養でまかれた五穀の可能性が高いものと考えられる」こと。

6 12図1にみるように、「5号曲輪の内部には、1号掘立柱建物の建設以前に穿たれた底面が焼けた土坑や、鬼門欠き、祠状の1号礎石建物跡等、中世における精神的一面を反映した遺構が検出されており、本城郭を理解する上で重要な問題点である」となどである。

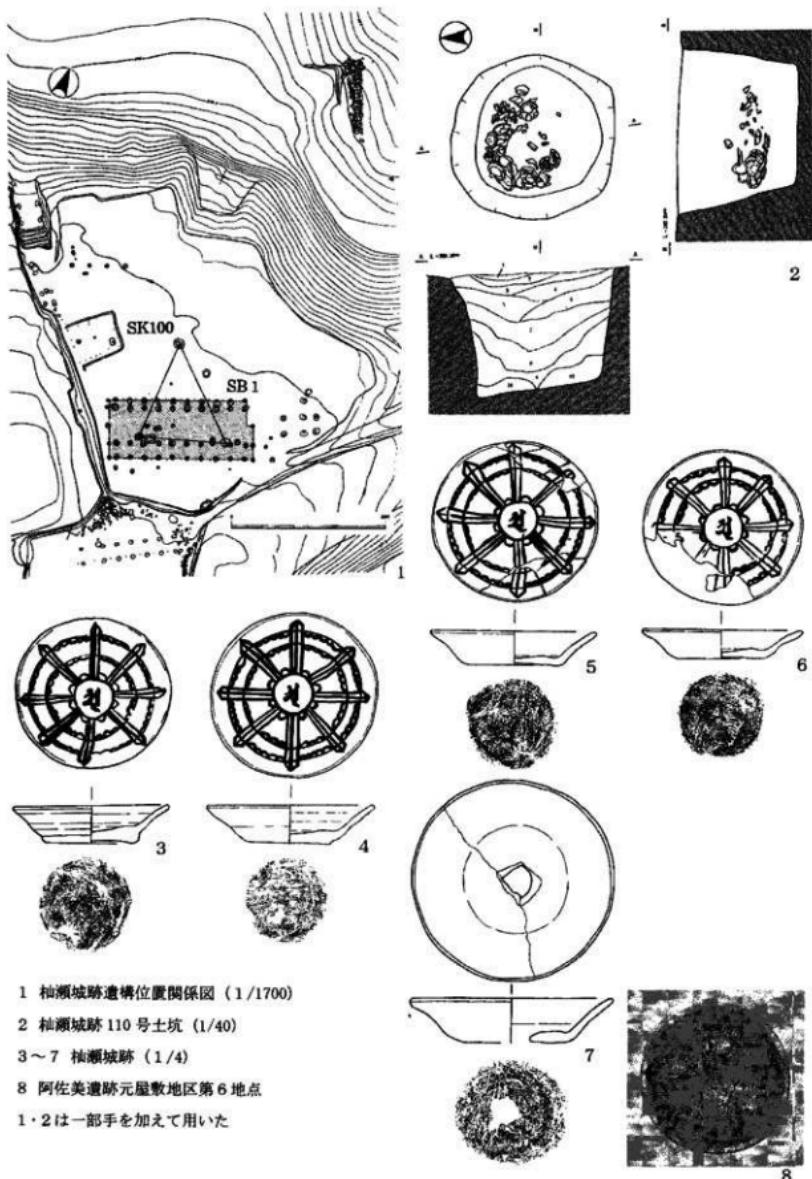
21) 笠懸町(現:みどり市) 阿左美遺跡

元屋敷地区第6地点 笠懸野岩宿文化資料館 2006

阿左美遺跡元屋敷地区は、大間々扇状地岩宿面の南端にあたる、南北に細長く突き出した舌状台地上に立地している。元屋敷地区では、15世紀後半～17世紀前半頃にかけての集落跡や、墓域が検出されている。

墨書きカワラケは、元屋敷地区第6地点から出土した。第6地点では、調査対象地の東部において、多数の掘立柱建物跡のほか、竪穴状遺構・溝・地下式土坑などが、複雑に重複しあって検出されている。

また、調査対象地の西部では、岩宿面の崖線に沿うかのように、柵列と溝が検出されている。「出土遺物は16世紀頃のものが中心で、地鎮のために使われたと思われる墨書きカワラケも出土し、城館的な性格が強まっていたものと思われる」。



第12図 桜瀬城跡・阿佐美遺跡元屋敷地区第6地点

12図8：元屋敷地区第6地点からの出土。土師質土器。割れてはいるが、すべての破片が揃う。

カワラケ内面に「輪宝が描かれ、墨書の中央に大日如来ほかすべての仏を意味する梵字「ア」が記されている。城館的な性格が強まった際に、地鎮に用いられたものか？」（笠懸野岩宿文化資料館2006註26）と述べられている16世紀代。

なお、阿左美遺跡元屋敷地区では、第17地点においても、墨書カワラケが確認されており、報告がまとめられる（註27）。

9 各事例の検討

前回と前々回（鈴木2001・2002）で報告できなかつた資料や、その後に公開された資料について、以上に紹介してきた。これらの資料についても、これまでと同様に個別に検討してみたい。

墨書きされた法具を観察するに当たり、梵錫とも言えるほど事細かく観察していくことになる。しかし、それは墨書きされた法具が、本来の形からどの位離れた姿となっているかを具体的にみるために必要な作業であると考え、記述していくこととした。

（1）各輪宝資料の個別検討

16) 太田市金山城跡馬場下曲輪

第10図1（以下、10-1と表記する）：墨書きの線の太さは一定しておらず、全体的にみても大雑把な印象を受ける。

轂は、やや歪んだ二重の円「○」で表現され、中央には梵字「アン」が記されている。梵字の一部は、轂の内側の円と重複が認められる。

1本の幅は、基本的に3本線で構成されており、轂の輪郭線から放射状に8本描かれている。この3本線は、轂から鋒に向かって僅かに開き気味である。これは、中央から周縁へと筆を運ぶことによって、必然的に間隔が広まった結果と思われる。

他の大部分の資料と同様に、3本線のうち両側の2本は幅の輪郭線、中央の線は独鉢の稜線の名残りをとどめた表現と思われる。この3本線は、基本的に網に切られるように表現されているが、網の線と重複している箇所が、2本の輪郭線上においては1箇所、稜線上では2箇所認められる。

また幅の中央部には、幅の輪郭線に直行する方向で、2本線がやや菱形、または長方形に近い形に描かれている。そしてこの2本線は、幅の稜線を切るように描かれている。この表現については、幅の輪郭線に届いているものと、いないものがある。この表現については、群馬県堀ノ内遺跡例（8-1）や茨城県鹿島城址（7-4・5、8-3、土版製）が類例として挙げられる。これは鉢部の横方向の稜線、または紐（共に9図参照）の痕跡を意味するものであるかは判然としない。いずれにしろ、幅を3本線のみで表す場合よりは、部位の構成要素が多い、とまではいえる。網も、轂と同様に二重の円「○」で表現されているが、この2本線の間隔は一定していない。幅と鋒との関わりをみると、独鉢である幅と鋒を分断するように描かれており、本来の八方輪宝の造作と同じといえる。

鋒については、網の外周側の輪郭線から五角形もしくは、それに近い形状に描かれている。これは、鉢の先端を網（外輪）から突出させた八方輪宝の内でも、鉢先を五角形にするタイプ（同図-3）の名残りとも推測される。しかし先端部に丸味をもつ例も多く、五角形という意識はきわめて薄いか、もともと無いのではないかと思われる。

鋒先端部の五角形を忠実に表現する場合、稜線は横方向となるはずであるが、他の資料と同様に縦方向に引かれており、鋒・幅と併せて剣状を呈している。そして、鋒内部の稜線は、鋒の先端や網の輪郭線から離れてしまっているものが大部分で、雑な描

き方であるといえる。これらの点から、輻・鋒が独鉢であるとの認識は失せており、縦長もしくは棒状の武器といったほどの感覚だったと思われる。

輻・輻・網・鋒といった八鉢輪宝の基本部位のほかに、網の外周で、鋒と鋒の間の部分に、三角形または山形が各々2～3個ずつ描かれている。この類例としては、茨城県高岡下館遺跡例(1-9)・群馬県上野国分寺跡例(1-12)・同県堀ノ内遺跡例(8-1)・岐阜県伊富岐神社例(2-2)がある。これら4例のうち、上野国分寺例では、鋭い鋸歯状の表現が多数描かれ、高岡下館遺跡例では三角形または山形が3～5個ずつ、堀ノ内遺跡例では5個ずつ描かれている。数に違いがあるものの、鋒と鋒の隙間を三角形もしくは山形・五角形で充填している点では、いずれも共通している。また山形ではなく、短い直線が網の外周に巡らされる東京都東大付属病院地点例(2-3)や、山形状の表現が内周側に描かれる群馬県柏瀬城跡例(12-3～6)も存在する。

ちなみに、これまでに観てきた墨書による八鉢輪宝の輻は、中央に稜線を有する劍状に表現されるものが大部分であった。しかし高岡下館遺跡例(註28)では、輻を表現する3本線が平行するのではなく、中央で絞るかのように幅が狭くなり、「X」字状を呈している。そしてこの平行線を絞った部分には、横方向の2本線が引かれている。

この輻については、稚拙な表現ながら、独鉢(第9図)の把部の一部を構成する蓮弁帯と紐の名残りとも考えられる。鋒は、先端に丸みを持つ五角形を呈している。輻と鋒は、ややズレてはいるものの、同一線上に位置しているといえよう。但し、同一の器具における、別の部位であるとの認識は無いと推定される。

いずれにしろ、紐の表現が痕跡をとどめている例はきわめて少なく、形骸化が進んではいるものの、

この部位の表現については稀少であるといえる。

なお、柏瀬城跡例では、網を描く2本の輪郭線のどちらの内周側にも、この山形文が表現されている。これらの表現については、本来の八鉢輪宝の網の内部にみられる花弁と覺しき意匠の名残とも考えられるが、確定するには至らない。

金山城跡馬場下曲輪八出土のカワラケ(10-1)には、八鉢輪宝のほかに、口縁付近の内面に「中」の一字が墨書きされている。この「中」については、地鎮祭儀の際に、このカワラケの点じる位置を示していると推定される。しかし、地鎮祭儀の対象範囲が特定できないことから、「中」の意味する範囲についても、当然のことながら不明であるといわざるを得ない。金山城内のどこかに、このカワラケとセット関係をもつ「東」・「南」・「西」・「北」などの一字をもつカワラケが存在しているのであろうか。

このように、位置もしくは方角を記した一例として、福島県西方下館遺跡例の「西」(6-5)が挙げられる。この遺跡からは墨書き土器としてその他に、八鉢輪宝が2点、「大根をクロスさせた文様」が1点出土している。但し、「西」や「大根をクロスさせた文様」が墨書きされたカワラケには、八鉢輪宝は記されていない。

その他の事例として、岐阜県伊富岐神社例(2-2)が挙げられる。カワラケを身と蓋として、合わせて5セットが検出されている。身にしたカワラケの底部内面には八鉢輪宝、蓋にしたカワラケの底部外面にはそれぞれ「東」・「南」・「西」・「北」・「中央」の文字が墨書きされていた。

ここで、方位・位置を記した資料について少し考えてみたい。「東」・「南」・「西」・「北」・「中央」などの文字を書き入れるのは、やはり結界の際に、点じる方位・位置を示していると見做すが妥当であると思われる。つまり、建物そのもの・屋敷地全体・曲

輪・城郭全体など対象物の「東」・「南」・「西」・「北」・「中央」のいずれか、またはすべてを点じる場合、祭儀の執り行わわれ方については、大別、以下の3つの可能性を考えた。

a：対象物の「東」ならば「東」、「南」ならば「南」といったように、必要に応じて必要な方位・位置において執り行われた。そしてその際に、その方位または位置を示す文字を書き込んだ場合。

b：「東」・「南」・「西」・「北」・「中央」の全てではないものの、必要な方位・位置をセットで執り行われた。しかし、「東」・「南」・「西」・「北」についてセットとして執り行うに当たって、4箇所同時平行で行なった場合。

c：4箇所同時平行ではなく、順次移動しつつ、その方位または位置において執り行われた場合。

aは単発なもので、祭儀者の意図する方角または位置において、その方角または位置を墨書きしたカワラケ等を用いて執り行われたと思われる。

bについては、対象地が特定の建物や屋敷地、あるいは曲輪などであった場合、比較的狭い範囲に限定されることになる。その場合、1度の祭儀で全体が対象となったとも考えられる。

また、祭儀の内容は不明ではあるものの、対象が比較的狭い範囲であるならば、祭儀を執り行うにはそれぞれの方角または位置を、順次巡っていくという形となっても、1度の祭儀ということができよう。

これとは別に、城郭全体といったように広い範囲を対象とし、なおかつ同時平行で行う場合には複数の人間が必要となろう。

cについては、広い範囲内を順次移動しつつ執り行なったとしても、その対象物全体（または一部）に対しては1回の祭儀と表現できよう。大きくみれば、bとcは所要時間または所要期間の違いであって、対象物に対する祭儀という点では、同様であるとい

えるかも知れない。

伊富岐神社例（2-2）では、神社本殿の下から身と蓋が5セット検出され、それぞれの身の内面には八鉢輪宝、蓋の底部外面には「東」・「南」・「西」・「北」・「中央」が墨書きされていた。この点から、5セットのカワラケは神社本殿を対象とした祭儀に用いられたものであり、それぞれの方角や位置を点じたものである、と見做して良いと考えられる。

遺物の出土状況が明確ではないため、あくまでも推定の域を出ないが、伊富岐神社例は、本殿の建物の「東」・「南」・「西」・「北」・「中央」を点じた事例であると考へて良いのではなかろうか。その際に、これらの身と蓋の各セットは、各々のカワラケに記された文字の示す方角や位置に置かれたのであろうか。それとも、本殿の建物の下に一括して置かれ、その地点でそれぞれの文字に記された方角や位置を点じたものであろうか。いずれにしても、1度の祭儀で用いられたカワラケであると解釈しても良いと考えられる。

17) 太田市金山城跡日ノ池

墨痕はきわめて淡く、肉眼観察のみでは図化できないほどである（註29）。八鉢輪宝の図柄が読み取れないため、資料紹介にとどめておく。

18) 山上城第IX次調査地点 加部2005・笠懸野岩宿文化資料館 2006

10-6・7（同一固体）：遺物写真をみても分かることおり、墨痕は極めて淡いものであり、ここから描かれた意匠を読み取るのは困難である。この墨痕を読み取った実測図を基に、以下に少し検討してみたいと思う。

中央に梵字「キリーク」を記す。これに加えて、墨書きによる1本線で、螺旋状に時計回りで3周と3分の1周ほど描き記している。この螺旋状に描かれた曲線は円滑なものではなく、やや節くれ立つかの

ようである。

この螺旋状の線に直行する形で、短い線が放射状に18本描かれている。これらの線は、2本で1セットをなしており、合計で8つの単位を形成している。さらにこれらの中には、螺旋を挟んで連結するかのような位置関係にあるものが3箇所みられる。これらの直線の中には、螺旋に届いていないものや、逆にはみ出しているものもある。

これらの他に、「」状の墨痕が！箇所みられる。以上の意匠はどう捉えるか。結論から先に述べるならば、報文のとおり「輪宝」と推測される。

カワラケの中央に記された梵字「キリーク」を囲む部分は轂、これから外周へと続く螺旋状の部分は網、この曲線に直行する形で、螺旋内に描かれている放射状の直線は幅、さらに螺旋の外周に描かれている直線は鋒の名残りであると見做したい。

つまり轂と網は、円として閉じておらず、結果的に螺旋状を呈した状態といえよう。この絵画資料に対して、直訳的な表現をするならば、形骸化した轂・網と4本の幅、5本の鋒ということになろう。

円と、その中央から放射状に広がる棒状の直線が8つ、というイメージすら失なわれており、円のような線と短い直線、といった部分しか残されていない。なお、口縁付近に記された「」状の墨痕については、何らかの意味をもつのか、あるいは滴の重れ落ちただけであるのかは不明である。

報文では「八鉢輪宝」とせずに、ただ「輪宝」とのみ記されているのは、的を射た表現といえよう。

本例の場合、幅の残骸ともいいくべき直線の表現がなければ、輪宝とさえ判読できなかつたのではないか、とさえ思われる。きわめて形骸化した八鉢輪宝であるといえる。

次いで、墨書きカワラケの出土状況について検討してみたい。出土地点は、山上城の馬出し内の、西虎

口と東虎口（推定）の中間よりもやや西寄りの柵列の柱穴内である。この柵列は4基の柱穴からなるが、カワラケの出土した柱穴はその東端に位置するものである。

この墨書きカワラケを用いた地鎮祭儀は、何を対象としたものであったのか。可能性としては、以下の4点が挙げられる。

- 1 馬出しを対象とした。
- 2 柵列そのものを対象とした。
- 3 本丸全体を対象とした。
- 4 城内の特定の部分ではなく、城郭全体を対象とした。

1は、馬出しの内部、しかもほぼ中央部に近いことから、可能性の1つとして挙げておく。しかし、それならばなぜ柵列の柱穴内に納められたのか。この馬出しの造営時、または改修時にこの柵列も設けられた、あるいは改修されたため、柱穴内に納められる結果となったのであろうか。それとも、加部二生氏が可能性の一つとして挙げたように、D-24号土坑が、馬出しについての地鎮遺構であろうか。小稿では、これ以上踏み込むだけの材料がない。

2は、柵列の柱穴にあることから単純に導いた結論であるが無論、確証は無くあくまでも可能性の1つである。

3と4の可能性については、1と2の可能性以上に特定が困難な問題であり、現状においてはとうてい立ち入ることのできない問題である。可能性としてのみ、ここに掲げておくこととした。

19) 丹生東城跡

墨痕は比較的鮮明である。墨書きされている八鉢輪宝は、カワラケの大きさに比べて小振りなものである。続いて、各部位について観察していく。轂は二重の円で「○」状に描かれる。後述する網を表した「○」よりは、線太とえる。轂の中央には、墨

によって「」状の点が2箇所みられる。これが何かの表現であるとするならば、花弁または花芯の名残りであろうか。幅は3本線で表される。外周側から、中心に向かって引き下ろされている。その引き下ろされた線は、轂の内側にまで及び、中には中心部付近にまで達しているものもある。

網は、轂と同様に二重の円で「◎」状に描かれる。この二重の円の内、内側のものは1本の線で轂を貫くように引かれている。外側の円は、幅と幅を結ぶかのように、8本の短い線から成っており、轂とは重複していない。換言するならば、網は本来、幅を切るかのように表現されるものである。本例の内側の円は、1本線として一巡しているものの、幅を切ってはおらず重複した状態である。そして、外側の円は幅と重複してはいないものの、逆に幅に切られるように表現されている。

鋒は、轂を示す3本線と同一の線に、山形の2本線を描き加えて表現されている。鋒に限らず轂や網についても、線と線が離れていたり、線が途切れている部分もあり、手早い筆運びで描き込まれたと推測される。ちなみに、この梵字と八鋒輪宝を、同じ人物が墨書きしたか否かは判断できない。しかし、筆者の個人的主観ながら、梵字は梵字、八鋒輪宝は八鋒輪宝、それぞれ同じ手によるのではないか、との印象をもった。

また、別の祭儀で使用されたであろう梵字墨書きカワラケが9点、1号井戸跡から出土している。この9点は9点で、別な1人の人物によって書かれていたのではないかと感じた次第である。

遺構から検出された例は、資料数的にみてきわめて限られているため、出土状況について細かくみていく近たいと思う。カワラケは、土坑の北側壁面付に分散した状態で出土している(II-2 内遺物番号8)。各々のカワラケが、単体で分布している例(同

図内遺物番号1~4・7~8・12)や、1つのカワラケが、2つのカワラケに跨るかのように載っている例(同図内遺物番号9~11)や、2つのカワラケが合わせ口状態で、壁面に寄りかかっているかのような状況のもの(同図内遺物番号5・6)や、2つのカワラケが、正位に近い状態で重なり合っているかと思われるような例(同図内遺物番号13・14)などもみられる。これらの遺物の出土レベルをみると、底面直上のものから確認面直下のものまで一定ではない。さらには確認面直下から出土している例がある(註30)ことから、それより上位にも存在した可能性も否定できないといえよう。

既述のように、本例では土坑の底面直上ののみではなく、さまざまなレベルから「浮いた」状況で出土している。こういった土坑の場合、土層断面がどのようなものであるか、どのような状況であるのかは祭儀の最終段階を考える上で、1つの要点となると思われる。仮定として3点を挙げてみる。

- 1: 土器等が、埋まりかけた土坑に投げ込まれたため、遺物の出土位置にレベル差が生じる場合。
- 2: 土器と、祭儀で使われたもの(例えば有機質のもの)、祭儀により生じたりしたもの(例えば、焼土や炭・灰)などが一緒に投げ込まれたことにより、これらが混合状態となつたためカワラケの出土位置にレベル差が生じる場合。

3: 1の状況と2の状況が重なった場合。

1については、既存の埋まりかけの土坑を使ってそのまま入れた場合と、埋まりかけている土坑を必要な分だけ掘り返した後、土器などを入れた場合とが想定される。

2については、投げ込んだと表現したが、埋納した場合と、投棄した場合とが想定される。どちらの場合においても、この土坑は祭儀に合わせて掘られたものと推定される。

丹生東城跡51号土坑の場合は、1～3のどれに該当するのか。出土状況の詳細が知れないため、あくまでも筆者の主観的な推測となるが、2の可能性を考えたい。さらに、細かく述べるならば、これらの遺物は51号土坑に投棄された可能性を挙げたいと思う。

3については論及できない。しかし、いずれの場合であったとしても、本例のように遺構内から良好な状態で検出されている例はきわめて限られており、貴重な資料であるといえる。

20) 桐原城跡

まず、この4点のカワラケの墨書きを、個別に観察していくことにする。

12-3：墨書きは、カワラケ内面を目一杯に使った状態で描かれているが、墨痕は全体的にやや不鮮明である。

轂は、梢円形に近い一重の円で表現され、その中央に梵字「ア」が記されている。轂の外周には、轂と輻の間に半円が8箇所描かれている。これは、轂の中房の周囲に配される蓮の花弁が、名残りをとどめていると推定される。

本来、花弁は8弁もしくは16弁が、中房に隙間無く配され、この花弁から輻が放射状に広がるものである。本例の轂は、8弁という形を残した状態とも考えられる。まず轂を描き、続いて輻を8本表現した後、轂と輻の隙間を充填するかのように花弁を描き入れたと思われる。これは、花弁を表す線が、轂の輪郭線から始まるのではなく、輻の輪郭線から始まっている箇所がある、という点からもいえる事柄である。

輻は、これまでにみてきた資料の大部分と同じように、鉢と一連の部位として、3本の線を用いて劍状に描かれている。これらの線は、途中途切れることなく轂に及んでいることから、外周（鉢）側から

それぞれ1本線として描き下ろしたものと思われる。

他遺跡の資料と同様に、この幅についても両側の2本は輪郭線、中央の線は稜線を示したものといえよう。なおこの幅は、いずれも網と重複した形で描かれている。轂を描き入れた部分が、カワラケの中央よりややすれているためか、輻の長さがまちまちになっている。また、轂から放射状に広がる8本の輻の配置にも、やや均衡を欠いた部分が見受けられる。

轂の外周には、2つの円が同心円状に描かれているが、これは本来、網を意味していたものと思われる。そして、これらの円の輻と輻の間には、内側に向かう半円が描き込まれている。輻と輻の間に描かれたこの半円の数は、外側の円ではそれぞれ5つ、内側の円では各々3つずつである。

この半円は、花弁の変形とも考えられるが、2つの円を網とすれば、外側の半円は網の内部、内側の半円は網の外部に表現されていることになる。この点からも、この2つの円は網の輪郭線である、という意識の無いままに描かれたものと考えられる。

劍の先端部状に描かれた鉢の形状は、基本的には五角形となるが、他の部位と同様に、大雑把な描き方という印象である。

12-4：この資料は、4点の墨書き土器の内、最も墨痕が淡いものである。またこの土器は、墨書きカワラケ4点中、口径が最大であり（ちなみに全24点中では12番目）、他の3点と同様に墨書きはカワラケ内面を目一杯に使った状態で描かれている。

各部位の描き方や、花弁と覚しき部分の表現の仕方や数などは、12-3と共通している。しかし、轂や網などの円、輻の直線の表現、さらに全体的な形状などは、4点中最もバランスのとれた八峰輪宝といえる。

12-5：この資料は、4点の墨書き土器の内、墨痕の

遺存状況が最も良好な資料である。墨書きは他の3点と同様に、カワラケ内面を目一杯に使った状態で描かれている。12-3・4が完形であったのに対し、本例は30×50cm程の範囲に破片が散った状態で検出されている。また、ごく一部分ではあるものの、欠損している部分がある。

各部位の描き方や、花弁と覚しき部分の表現の仕方などは、他の3点とほぼ共通している。主觀ながら、全体的なバランスとしては4に近く、八鉢輪宝として器形的にも整っている部類に入ると思われる。但し、細かく観ていくと、内側の半円（花弁か）の数がいずれも3つで1単位であるのに対して、本例には4つで1単位になっている部分が、読み取れる範囲内で2箇所認められる。しかしこの数の違いは、各々の半円が他の部分よりも小さく描かれたため、空きスペースを埋めるため結果的に4つとなったと推定される。

12-6：この資料は他の3点と同様に、墨書きはカワラケ内面を、目一杯に使った状態で描かれている。破片は10×60cm程の範囲に分散した状態で検出されている。

また本例は、口縁部の4分の1を欠損している。3・4と同様に墨痕は不明瞭ではあるものの、各部位の描き方や、花弁と覚しき部分の表現の仕方などはほぼ共通する。残存部分から判断する限り、全体的なバランスとしては3に近いと思われる。但し、細かく観ていくと、外側の半円（花弁か）の数がいずれも5つで1単位であるのに対して、本例には4つで1単位になっている部分が、読み取れる範囲内で1箇所認められる。半円の数の違いは、この部分では幅と幅の間隔が他よりも狭いため、結果的に4つとなったと思われる。

4点の墨書きカワラケについて、各部位の表現内容と表現方法を眺めてみた。その結果、花弁もしくは

花弁の変形した部分の形・数、さらに筆の運び方（註31）などからみて、同じ手による墨書きとの印象をもったが、確信までには至らなかった。同じ手によるものか否かは別として、いずれにしても、本来の形状や部位の痕跡はもつものの、本来の八鉢輪宝には存在しない「部分」が混入した姿となっている、とまではいえよう。

引き続き、底部穿孔されたカワラケについても少し眺めてみたい。

12-7：口径の規模からみると、24点中6番目の口径であり、比較的大型の部類に入るカワラケである。底部の穿孔が、内側からのものであるのか、あるいは外側からのものであるのかについては、実測図のみからでは判断できなかった。

穿孔という行為は、どの段階で行われたものであろうか。可能性として考えられるのは、以下の3点である。

a：祭儀の開始以前

b：祭儀の過程（開始～終了までの間）

c：祭儀に用いたモノを廃棄または埋納する時
祭儀の具体的な内容について窺い知ることはできないものの、aの可能性は低いではなかろうか。

bについても、祭儀の具体的な内容がわからないため如何ともしがたいが、aよりは可能性があるかと思われる。祭儀の過程で、祭儀に用いた土器を再使用できないように、またはしないように穿孔した結果と考えられる。

cについては、土器を廃棄または埋納する際に、祭儀に用いた土器を再使用できないように、またはしないように穿孔した結果と考えられる。bとの違いは、あくまでも祭儀の過程で行われたか、埋納または廃棄の際に穿孔されたかというものであり、結果的には同じ状態になる。

私見としては、この可能性を考えたい。

21) 群馬県阿左美遺跡元屋敷地区第6地点

12-8: 土師質土器、ロクロ成形。墨書きはカワラケ内面に目一杯行われており、中には鉛の先端部が口唇部にまで及んでいるものもある。轂は二重の円「〇」で表現され、その中央には梵字「ア」が記されている。外側の円と内側の円の間、言い換えれば、帯状を呈する部分には、小さな円または横円が8箇所描き込まれている。

八鉢輪宝の轂内には、8弁が隙間なく表現され、この花弁から輻が放射状に広がる(9-2~4)。本資料では、連続はせず隙間はあるものの、円の数は8つであり、花弁の名残りの可能性をもつ。なお、この円の中には、点または短い線が見られる。

轂はこの轂内に記された円から、放射状に広がり、鋒へと続いている。これは既に述べたように、八鉢輪宝本来の姿が、一かなりの変形が観て取れるものの一投影されているとも考えられる。

轂は、多くの資料と同様に3本線で表現されており、輪郭線である両側の2本線は、縦方向の「8」字形に近い。

轂は、部分的に二重、大部分は一重の円「〇」で表される。一重の部分については、墨痕が薄れた結果か否かは判然としない。この轂は、八鉢輪宝全体の形からみて、アンバランスな印象を受けるものである。轂の位置には、部分的にではあるが、横方向の「8」字に近い表現がみられる。

鋒は、菱形もしくは丸味をもった菱形で表される。部分的に、轂や轂と線が離れている例がみられる。全体的にみて、轂が小さいのに対し、鋒は逆に大きな印象を受ける。

本例について、「中心に円、そこから放射状に広がる8本の劍状のもの」といったイメージで描かれた意匠といえよう。

10 各事例からみた検討課題

各事例について個別に観察をし、その都度気付いた点を述べてきた。まとめの意味も込めて、さらに検討すべき事柄を、以下に列挙していきたい。個別に事例を観察した際に述べた事柄と、重複することがたびたびあると思われるが、あえてそのままとして述べていきたい。

項目としては、以下の4点である。

- A 遺構の有無について
- B 出土状況について
- C 地鎮祭儀の対象
- D 墨書きのものについて(部位の変化の仕方)

順次、検討していくことにする。

- A 遺構の有無について

これは、地鎮祭儀に用いられたカワラケなどの器材の、出土位置を意味する。別の表現をするならば、祭儀の後、地鎮祭儀に用いられた器材を、設置または廃棄するに当たり、どこに置いたかを問うものである。可能性としては、おおむね以下の3点となろう。

- a 遺構内
- b 遺構なし
- c 不明

aの、遺構内出土の資料についてみていくことにする。カワラケに墨書きされた事例は、八鉢輪宝についてでは以下の資料がある。

- 例: 宮城県高崎遺跡例(3-1~16)=屋敷地内土壙、福島県西方下館遺跡例(4-1~6)=屋敷地内のピット、群馬県金山城跡馬場下曲輪例(10-1)=城郭内曲輪の柱穴、同城跡日ノ池例=城郭内池、山上城跡例(10-4~8)=城郭内虎口近くの柵列の柱穴、同県丹生東城跡例(11-1~4)=城郭内土壙、同県仙瀬城跡例(12-1~7)=城郭内土壙、茨城県鹿島城址例

(1-5~8) = 城郭内土壤・堀。

カワラケに記された獨磨例としては、埼玉県末野遺跡例(5-1~5)=屋敷地内のピットがあるが、獨磨墨書資料そのものがきわめて少ないと見える。また石に描かれた八鉢輪宝としては、以下の資料がある。

例：岩手県大釜館遺跡例(7-1・2)=ピット。

土版資料には次の資料がある。

例：茨城県鹿島城跡例(7-4・5)=城内堀跡。

bの、遺構外の資料としては、aの場合以外が該当するといえるが、a・bいずれとも判断できないものが、c不明ということになる。

B 出土状況について

出土状況という言葉のみでは、説明不足といえるかも知れない。ある地点から検出された、祭儀に用いられた器材が、そこに置かれた(=設置)ものであるのか、予め掘っておいた穴、または既にあった穴や窓みに納めた(=埋納)ものであるのか、あるいは廻棄されたものであるのか。さらには、出土状況からだけでは判断できない場合などが考えられる。

この項目について考えられる可能性としては、次の4点であると思われる。

- a 設置
- b 埋納
- c 廃棄
- e 不明

aの設置については、遺構に伴う場合と、伴わない場合とがあると考えられる。残念ながら、これまでに扱った資料中には、墨書き土器の出土状況が明確ではない—例えはトレンチ調査中の出土や、表土掘削中の出土など—ものも少なくない。これらについては、設置か否かを問うことは困難である。そのため遺構の有無についてと同様に、判断しかねる場合が多い。

そうした中で、ただ単に置かれた(=設置された)と推定されるもの、およびその可能性が考えられるものとして、以下の2例を考えた。

例：栃木県足利学校跡例(1-10)=方丈跡からの出土。岐阜県伊富岐神社例(2-2)=神社本殿より出土。

これらの資料については、地鎮の対象となる建物の床下に、じかに置かれたり、多少の窓みを設けて置かれたという場合を想定したものである。

設置と見做した根拠は、原則的に遺物が乱れていない状態で出土している、という点である。設置された場合、人為的にしろ物理的にしろ、二次的に動かされたり攪乱された場合を除いて、原位置を保つており、それが比較的整然とした状態であると考えた。

土壤やピットなどの穴や窓みのみではなく、ただ単に設置するのであれば、原位置が失われる可能性が高くなる。しかし、建物などを建てる際などに床下に置くのであれば、その建物が損なわれたり失われたりしない限り、原位置を保つ可能性は高くなる。上に挙げた例については、その可能性を考えたものである。

bの埋納については、「A 遺構の有無について」の、aで取り挙げた事例と、一部重なることになる。埋納の可能性が高いと考えた事例は、以下の8例である。

例：宮城県高崎遺跡例(3-1~16)、福島県西方下館遺跡例(4-1~6)、茨城県鹿島城址例(1-5・6)、群馬県金山城跡馬場下曲輪例(10-1)、山上城跡例(10-4~8)、丹生東城跡例(11-1~4)、袖瀬城跡例(12-1~7)。

また、獨磨墨書例の、埼玉県末野遺跡例(5-1~5)、岩手県大釜館遺跡例(7-1・2 石)等についても埋納と考えたい。

埋納についても、設置の場合と同じく、乱れていない状態で納められたと考えられるのである。設置と異なる点は、祭儀に使用した器具を、置いたままの状態にするか、埋めるか、という違いのみであり、乱れた状態ではない、という点では共通すると思われる。

なお埼玉県青島城跡（2-1）では、遺構の有無は確認されていないが、墨書きカワラケともう1点のカワラケが、合わせ口の状態で検出されている。このことから、廃棄ではなく設置、または埋納の可能性が考えられる。主観的には、埋納されたものと考える。ちなみに、埼玉県末野遺跡例（5図）では、掲磨が墨書きされたカワラケの上位に、破片状態ではあるが、別のカワラケが合わせ口の状態で検出されている。

いずれにしろ、設置と埋納、そこにどのような違いがあるのか。意味や意識の違いがあるのか否か。私見として、建物の床下などに設置するのであれば、原位置を失う可能性が低くなることから、わざわざ穴を掘る必要がないのではないかと思う。逆に考えれば、建物などの下ではなく、曲輪や屋敷地などのように開かれた空間に置かれる場合、原位置を失ったり、器物が破損したりする可能性が生じる。さらに、そこに設置されたままでは、邪魔にさえなりかねないのではないか。

この点に、設置と埋納の別が生ずる一因を想定したい。

c の廃棄について考えてみる。設置や埋納ではなく、廃棄であると判断するための根拠としては、どのような事柄が想定されるか。以下の2点を考えた。

- ①出土状況または検出状況が、設置や埋納のように整った状態ではない。
- ②土器をはじめとした器材が、打ち欠かれていたり、割られた状態である。

①では、土壤やピットなどの中に廃棄した場合、平面的のみではなく、立体的にも乱れた状態で出土する可能性もある。

②では、器材を打ち欠いた場所と、廃棄する場所が異なる場合、打ち欠かれた器材の破片全てが土壤やピット内に存在しない可能性もある。つまり、土壤やピットの上や近くで土器が打ち欠かれるのであれば、破片の全てが拾う可能性が高いことになる。

しかし、土器を打ち欠いた地点において土器の破片を拾い上げ、土壤まで運ぶのであれば、全ての破片を拾い切れない場合も想定される。その場合、拾い残された破片は、土壤外またはピット外に遺存することになる。

そして、表土掘削によって、遺構確認面を検出する際に、当時の生活面が失われている場合においては、拾い残した破片も失われる可能性が高くなるといえよう。

逆の見方をするならば、遺構内から地鎮に関わると推定される土器が、破片状態で検出されしかも部分的に欠損する部位がある場合、土壤の存在する地点以外で打ち欠かれた可能性が考えられる。

以上の点から、廃棄または投棄の可能性が高いと推定した事例を、主観として掲げてみる。

例：群馬県丹生東遺跡例（11-2～4）、同県袖ヶ瀬城跡例（12-2～5）。

なお、福島県西方下館遺跡例（4-1～6）については、埋納であるのか廃棄であるのか判然としないため、ここには含めてはいない。

C 地鎮祭儀の対象

地鎮祭儀の対象については、さまざまな可能性が考えられるため即断できない問題である。ごくごく大雑把な分類としては、以下の2点が考えられる。

- a 特定の建物・範囲・屋敷地など
- b 曲輪、または城郭全体など

両者の区分については非常に曖昧で、地鎮祭儀を執り行った人物にも、明瞭な意識の違いがあったか否かについても判断できない。地鎮の具体的な対象については、主に祭儀に用いられた器材の、出土位置や出土状況から推定することになる。

しかし、結界は物理的なものではなく、あくまでも精神的なものと考えられる。そのため、祭儀において何処を、あるいは何処までを対象とするものであつたかを特定することはきわめて困難でといわざるを得ない。しかも、結界の範囲が広ければ広いほどその度合いを増すことになろう。

あくまでも、出土状況や周囲の状況から推定することになる。多分に想像の域を出ないが、私見として述べておきたい。

a 特定の建物・範囲・屋敷地等を対象としたと考えられるもの。

例：岩手県大釜館遺跡例（7-1・2 屋敷地か）、

宮城県高崎遺跡例（3-1～16 建物か）、福島県西方下館遺跡例（4-1～6 屋敷地か）、群

馬県彦部家住宅例（8-2 建物=母屋か）、栃

木県足利学校例（1-10 建物=方丈か）、埼玉

県末野遺跡例（5-1～5 屋敷地）、岐阜県伊

富岐神社例（2-2 神社本殿か）。

b 曲輪、または城郭全体等を対象としたと考えられるもの。

例：群馬県金山城跡馬場曲輪例（10-1 曲輪か）、

同県山上城跡例（10-4～8 曲輪か）、同県丹

生東城跡例（11-1～4 曲輪か）、同県柏瀬城

跡例（12-1～7 城郭全体か）、茨城県鹿島城

址例（1-6～8、8-3 城郭か）、埼玉県青

鳥城跡（2-1 曲輪か）、鳥取県米子城跡21遺

跡例（2-4 城郭か）。

D 墨書きそのものについて（部位の変化の仕方）

これまでに観察してきたように、カワラケや石に

墨書きされたり、あるいは土版に表現された八鉢輪宝や羯磨などの密教法具は、本来の姿とは異なった形で表現されている。特にカワラケや石の場合、描きこみできるスペースに制約があり、充分な表現は不可能である。しかし、スペースの制約という問題以前に、本来の八鉢輪宝や羯磨についての認識が失われていることが原因と推定される例が少なからず存在する。

その点では、鹿島城址出土の土版（7-4・5、8-3）に表現された八鉢輪宝では、八鉢輪宝の形状が比較的忠実に表されており、あたかも実物なり絵画を脇に置き、それを参照しながら作成されたかのようである。

墨書きされた八鉢輪宝や羯磨の変化について、考えられる事柄は大きく分けて、以下の2点と思われる。

a 表現の省略

b 表現の付け加え

a の「表現の省略」について、轂・輜・網・鋒および羯磨の各部位ごとにみていくことにする。

① 轂における省略

・轂の表現が、一重または二重の円でのみ行われ、その周囲に配されるべき花弁が失われている。

八鉢輪宝・羯磨のいずれもが、一重または二重の円で轂が表現されている。八鉢輪宝の形態を、比較的細かな部分まで表現している鹿島城址出土の3点の土版ですら、轂は二重の円のみで表されている。

これらのほかに、それ以上の省略が行われている。

例：栃木県足利学校出土例（1-10）・茨城県堀ノ内遺跡出土例（8-1）・群馬県山上城跡出土例（10-7）。

足利学校出土例では、円ですらなく、輜を表す4本の直線の交点となっている。堀ノ内遺跡出土例では、二重の円で表された轂の中央に、小さな円がもう1つ記されている。

さらに、山上城跡出土例では、轂と網が各々別の円で表現されるのではなく、1本線の螺旋で描かれているため、轂はその螺旋の一部分となってしまっている。轂の省略というよりも、轂と網という別個の部位という認識が失われ、変形した形であるといえる。

轂表現において、円以外の表現がなされている例も、僅かではあるが存在する。

例：福島県西方下館遺跡例（4-4・6）・群馬県袖瀬城跡例（12-3～6）。

前者では、轂を表現する二重の円「○」の内円外周に、それぞれ花弁の名残りと思しき山形文が9弁と13弁表現されている。後者では、轂は4点とも一重の円で表され、輻と幅の間に1弁ずつ計8弁が記されている。石に墨書きされた八鉢輪宝の例として、岩手県大釜館遺跡例（7-2）と新潟県江上館跡（同図-3）があるが、ともに一重の円で表現されており、内部には梵字が記されている。

②輻における省略

・把部の省略

八鉢輪宝の輻は、鉢部と把部を合わせた独鉢を放射状に4本表現したものであり、鉢は独鉢の鉢先に相当する。しかし、輻の表現については、鉢部のみが3本の直線で表現されているものが大多数である。

例：福島県屋敷前遺跡例（1-1・4）・同県西方下館遺跡例（4-4・6）、群馬県金山城跡馬場下曲輪例（10-1）・同県丹生東城跡例（11-3）・同県阿左美遺跡元屋敷地区第6地点例（12-8）、茨城県鹿島城址例（1-6～8）、埼玉県青島城址（2-1）、岐阜県伊富岐神社例（2-2）、鳥取県米子城跡例（2-4）。

以上の資料の中で、金山城跡馬場下曲輪例では、鉢部の稜線を切るように2本の横線が引かれている。これは、鉢部と把部の境となる紐（=三線）の表現

の名残りであると思われる。その場合、紐よりも下部は蓮弁帯ということになり、鉢部からの綫は続かないことになる。これらの点から、輻は一直線ではなく、中程に「何かの表現」があった、といった程度の認識で描かれたのではないかと思われる。最も、「幅」という認識も無かったのではないかと考えられるのであるが・・・。

さらに極論するならば、宮城県高崎遺跡例（3-3・4）や群馬県山上城跡例（10-7）では、八鉢輪宝であるという認識自体がなかったように思われてならない。鉢部や把部、あるいは独鉢との認識は恐らく無かったと思われるが、鉢部の輪郭線を示す両側の2本線が直線ではなく、内側もしくは外側に向かって屈曲している状態で描かれている例がある。

例：岩手県大釜館遺跡例（石 外側 7-2）、群馬県山去遺跡（内側 1-13）・同県上野園分寺跡（外側 1-12）、茨城県鹿島城址例（外側 同図6、7・8については確認できない）・同県堀ノ内遺跡例（外側 8-1）、東京都東大付属病院地点例（外側 2-3）。

なお堀ノ内遺跡例では、輻の輪郭線が外側に屈曲する部分に、横線2本が描かれている。輪郭線が屈曲するのは、独鉢の鉢部と把部の、境の部分を意識したもの名残りとも考えられる。その場合、輪郭線は内側に屈曲するべきであるが、こういった点も忘れ去られ、直線ではない、という意識で描かれたものと見なしたい。

堀ノ内遺跡例も、外側に屈曲してはいるものの、2本の横線は、鉢部と把部の間にある紐の痕跡と推定される。この例についても、金山城跡馬場下曲輪例にみられる2本の横線と同様のことがいえる。

輻の、2本の輪郭線が内側に屈曲するという本来の形をもった山去遺跡例では、この屈曲部分に短い線、もしくは点が認められる。これについても、紐

の名残りとみて良いと思われる。

・幅自体にみられる省略 (=鉢表現の省略)

幅を3本線ではなく、1本線で表現した例も見られる。

例：宮城県高崎遺跡例（3-3・4）、栃木県足利学校例（1-10）、新潟県江上館跡例（石 7-3）。

足利学校例では、4本の直線をカワラケ中央で交差させたもので、結果的に8本の幅となっている。高崎遺跡では、1点は幅や網などの円に向かって7本の縦線が引かれている。しかし、もう1点のはうは、幅らしき書き込みは認められない。この2点にみられる墨書は、いずれも遺物実測図から判断する限り、八鉢輪宝としての要素の多くが失われているか、変形しており、原形から最もかけ離れた姿となっている。

③網における省略

・花弁の省略

八鉢輪宝の資料を眺めていくと、網の内側には花弁、もしくは珠文を表現することが一般的であると思われる。そこで、カワラケに墨書された八鉢輪宝を観察してみると、大部分が無数であるといえる。逆に、網の内側に花弁もしくは珠文らしき表現がみられる例は以下の2遺跡2点であり、土版資料では1遺跡3点である。

例：土器では東京都東大付属病院地点例（2-3）、鳥取県米子城跡21地点例（2-4）。土版では茨城県鹿島城址例（7-4・5、8-3）。

カワラケに描かれた八鉢輪宝の網では、2点とも幅と幅の間に、前者では円が、後者では梢円が1つずつ描かれている。土版では、遺存部分から見る限り、幅と幅の2つずつの円が、ボタン状に造られている。これらは数が減少しているものの、いずれも珠文の名残りと考えられる。

④鉢における省略

・鉢先表現の省略

鉢は、独鉢の先端部であることから、頂点は三角形もしくは五角形を呈することが基本である。しかし、この本来の形を失っているものが多いといえる。

例：宮城県高崎遺跡例（3-3・4）、茨城県鹿島城址例（1-6～8）、同県高岡下館遺跡例（1-9）、群馬県山上城跡例（10-7）。

これらは、先端を尖らせるという意識が無いようと思われるものである。この他に、ほとんど尖らない例として、福島県屋敷前遺跡例（1-1・4）、岐阜県伊富岐神社例（2-2）がある。これらは、程度の差こそあれ、鉢の部分が尖るものである、ということを知らないのではないかと思われる。

⑤羯磨における表現の省略

・轂表現の省略

羯磨は、轂の周囲に三鉢杵が2本配された意匠である。この羯磨が墨書されたカワラケの出土例は、八鉢輪宝よりも少ない。

羯磨では、埼玉県末野遺跡例（5-5）では、二重の円で轂が表現されている。大阪府金剛寺遺跡からは2点確認されている（6-1・2）が、その内の1点については、轂の部分が失われているため、内容は不明である。もう1点については、一重の円で轂が表現されている（6-1）。こちらのカワラケでは、轂の内部に半円状の表現4つと、「X」字状の表現が1つ認められる。半円状の表現については、変形をした花弁と推定される。「X」字状表現の意味については、判断材料が無く不明であるといわざるを得ないが、花弁との位置関係からみて、花芯の名残りとの可能性を挙げておく。あるとすれば、轂の中に1つの花を表現していることになる。

しかし、再三再四述べているように、墨書した人物に、花という意識があったか否かは判然としない。

・蓮弁帯の省略

末野遺跡例では、轂の周囲に三鉢が4つ描かれており、その内の1つには嘴形と思われる表現も認められる。しかし、轂と鉢との間にるべき蓮弁帯がみられない。

金剛寺遺跡例では、花弁のような表現が2段描かれており、独鉢の把部における蓮弁帯の姿に近い。但し、紐を表す横線までは描かれていない。なお、金剛寺遺跡例では、三鉢に嘴形に似た表現が認められる。密教法具の表現の省略と推定される事例については、以上のとおりである。統いて付け加えが行われて可能性をもつ事例を見ていきたい。

b 表現の付け加え

「表現の付け加え」の内容としては、大きく2に分けられる。

1) 絵画における部位の付け加え

2) 文字の付け加え

絵画の部位の付け加えというのは、八峰輪宝や羯磨などの密教法具を、土器に墨書きしたり土版に表す際に、意匠として付け加えが行われたものである。これについては、カワラケという小さな面に記すといった制約に起因する場合も充分に考えられる。しかし、それらとは別に、密教法具に対する意識の変化も一因として挙げておきたい。カワラケなり土版なりに表現された、この八峰輪宝や羯磨の意味を知らないままに描かれている可能性も考えたいと思う。

1) 絵画における部位の付け加え

例：群馬県上野国分寺例（鋸齒文 1-12）、同県袖瀬城跡例（半円文 12-3～6）、茨城県堀ノ内遺跡例（鋸齒文 8-1）、東京都東大付属病院地点（網の二重表現・鋸齒状文 2-3）、岐阜県伊富岐神社例（鋸齒文 2-2）。

付け加えの具体的な内容としては、鋸齒文・半円文、または網の二重表現などである。

これらの意味するところは不明であるといわざる

を得ないが、いずれも網を対象としており、網に付加された突起物である点では共通している。

これらのことから、網を強調することによって八峰輪宝自体のもつ「力」を強調することを意図したとも考えられる。

2) 文字の付け加え

・梵字の付け加え

例：宮城県高崎遺跡例（ア 3-3）、福島県屋敷前遺跡例（ア 1-1・4）、同県西方下館遺跡例（ア 4-4・6）、茨城県鹿島城址（ア 1-6）、同県高岡下館遺跡例（ア 1-9）、群馬県上野国分寺跡例（ア 1-11・12）、同県山上遺跡例（キリーク 10-7）、同県丹生東遺跡例（ア・イ 11-4）、同県袖瀬城跡例（ア 12-3～6）、栃木県山去遺跡例（ア 1-13）、岐阜県伊富岐神社例（ア 2-2）、東京都東大付属病院地点例（ア 2-3）、以上は八峰輪宝。羯磨例では岩手県大釜館遺跡例（石製 ア 7-2）、新潟県江上館跡例（石製 ア 7-3）、埼玉県末野遺跡例（ア 5-5）。

以上の資料は、八峰輪宝または羯磨の描かれたカワラケにさらに梵字を加えたものである。

これらの資料とは性格的に異なるが、梵字のみが墨書きされるものも存在する。

例：千葉県荒久遺跡例（カーンマーン 6-3、ウン 6-4）。

以上からいえることは、次の2点である。

1 墨書きされている梵字は、「ア」が圧倒的に多い。

2 梵字が墨書きされる位置は、轂の内側が圧倒的に多い。

八峰輪宝または羯磨墨書きカワラケに梵字を加えた資料を対照にした場合、1については、群馬県山上遺跡例（キリーク）、同県丹生東遺跡例（ア・イ）の

2遺跡例が例外的であり、これ以外はいずれも「ア」の1文字のみの墨書である。

大日如来のみではなく、すべての「仏」を象徴するといわれる「ア」をあえて選んだ結果であるのか。あるいは、梵字としては「ア」が最も一般的であったのか。これらについては、梵字を記したのがどのような人物であったのか不明であるため、推測の域を出ないが、後者の可能性が高いと考える。

2については、墨書群馬県丹生東遺跡例(11-4)が例外的であるといえる。この資料は、八鉢輪宝がカワラケ内面に描かれるのは他の資料と同様であるが、梵字はカワラケの底面外側に記されている。

梵字を、カワラケ内面(の載内部)に墨書することと、裏面に墨書することにどのような違いがあるのか。丹生東城跡例の場合、載の内部には花弁状の表現がなされている。そのため、梵字を書き込むだけの隙間がなかったと見なしたい。しかも、2文字を記入することはさらに無理を伴うことになる。

この点について敷衍するならば、載の内部に梵字を書き入れることよりも、載または八鉢輪宝そのものを表記することが優先された結果であろうか。また、八鉢輪宝と梵字を墨書した人物は、両者を別々に記すという意図のもとに、行ったものであるのか。但し、八鉢輪宝と梵字が、同じ手によるのか否かは不明である。この点については、他の資料に關しても同様である。墨書土器が複数出土し、しかも一括りが高い資料も存在する。

例：宮城県高崎遺跡例(3-3・4)、福島県屋敷前遺跡例(1-1・4)、同県西方下館遺跡例(但し複数回と思われる4図)、茨城県鹿島城址例(1-6~8)、群馬県丹生東城跡例(11-3・4)、同県柏瀬城跡例(12-3~6)、千葉県荒久遺跡例(6-3・4)、岐阜県伊富岐神社例(2-2)。

これらのカワラケの墨書が、各々同じ手によるものか否かという問題がある。この点については八鉢輪宝の表現方法や筆使い等から、同じ人物による墨書ではないかと想定できるものも存在する。

例：福島県屋敷前遺跡例(1-1・4)、同県西方下館遺跡例(但し複数回と思われる4図)、群馬県丹生東城跡例(11-3・4)、同県柏瀬城跡例(12-3~6)。

また、梵字に關しても、筆跡から同一人物の可能性が想定されるものがある。

例：福島県屋敷前遺跡例、群馬県柏瀬城跡例。

しかし、八鉢輪宝と梵字が同じ手によるか否かは判別できないと思われる。八鉢輪宝または殘磨墨書カワラケに梵字を加えた資料を対照にした場合、遺物実測図のみから判断することはやはり困難である。しかも、遺物を実見しても断定には至らないものが多いと思われる。一括遺物といえども、同一人物によるか同窓を判断することは、きわめて難しいといえる。

3) その他の文字の付け加え

例：鳥取県米子城跡21遺跡例(十九歳 女 水性2-4)。

このカワラケについては、コメントをするだけの材料がないため、資料の紹介のみにとどめたい。

また、梵字のみ墨書された資料の他に、密教法具以外の絵画のみが記されたものもある。こちらについても判断材料をもたないため、紹介のみとしたいと思う。

おわりに

地鎮祭儀が、どのように執り行われたかは、知る由もない。しかし、中世～近世にかけて、密教法具が墨書きされたカワラケを用いる例が存在した。小稿ではその際に使用されたであろう墨書き密教法具を、

個別に検討してきた。

それらを観察した結果から、八峰輪宝であれ燭磨であれ、忠実に模写されたと思われるものは皆無といえそうである。カワラケという小さな土器であるため、空間的制約があるにせよ、やはり、原形から離れてしまっているといえよう。

カワラケに密教法具を書き入れる際に、実物または模写した絵画を見ながら墨書きをしていったが、時期が下るに従って形骸化した表現となっていった、という傾向ではないようである。密教法具の墨書きという行為が始まった当初から、本来の姿とはかなり異なる表現となっていたといえる。

本文中でも何度か述べたように、八峰輪宝や燭磨を実見したことがない人物の手によるのではないか、と感じたことも度々であった。見方をかえるならば、そういう人物によって執り行われた祭儀であり、その程度の密教法具の表現で事足りるという程のものであったと推定される。

極論するならば、法具一という認識すらもつていなかった可能性があるーが描かれていれば事足りたのではなかろうか。

また、地鎮関連のカワラケには、なぜ墨書きをもつものと、もたないものとが存在するのか。墨書きカワラケを必要とする祭儀と、必要としない祭儀が存在したことになる。また、一括資料の中にも、墨書きをもつものと、もたないものが共存するのは何故か。

・・・まだまだ数多くの問題点が挙げられるが、いずれも今後の課題とし、ひとまず筆を置く。

「中世～近世の地鎮について 一墨書き土器を用いる例を中心に」として、(上)・(中)・(下)の3回に分けて考えてみた。使用した図版は12点となったが、その内9点は(上)・(中)に掲載したものである。小稿までに年数が経過してしまったこと、掲載する場所も別のものになったことなどもあり、1～

9図についても再度ここに掲載するべきかとも考えたが、紙幅の都合もあり取り止めた。しかし、小稿中では1～9図に掲載した資料についても言及しており、各々の図版を参照する場合には、非常な煩雑さを伴うものとなってしまったことをお詫びしたい。

なお、都内港区荻藩毛利家屋敷跡遺跡において、地鎮遺構と思われる土壤から、カワラケや古銭に伴って、八峰輪宝が検出されていることを知った(東京都埋文センター2005)。この資料は八峰輪宝墨書き土器で代用するのではなく、実物を用いている例として注目される。たとえ、それが地鎮用に造られた八峰輪宝であったとしても、やはり、墨書き輪宝を用いる祭儀とは、祭儀者の意識や内容に大きな違いがあったと推測される。

また、大阪府藤井寺市北岡遺跡の15世紀代の溝跡内からは、2点の五鉢杵が、南北に並ぶように立てられた状態で出土していることを知った(文化庁編2006)。墨書き資料ではなく、法具そのものが検出されたことに大いに興味をそそられるとともに、後者については報告書の刊行が待ち遠しい。

さらに、栃木県立博物館の平成18年度春季企画展「今よみがえる中世の東国」を見学している際に、宇都宮市野高谷薬師堂遺跡から八峰輪宝と梵字「ア」が墨書きされたカワラケが2点出土していることを知った。しかし、説明文(栃木県立博物館2006)によると、遺跡は16～17世紀にわたる大規模な墓地とのことであり、八峰輪宝墨書き土器=地鎮資料と即断することの危険性を告げている。この資料についても、本報告がまたれる。

謝辞

以下の方々・機関から貴重なご教示やご協力を戴きました。特に、太田市金山城跡馬場下曲輪出土例・日ノ池出土例(10-1・2)、笠懸町阿左美遺跡元屋

東地区例（10-3）、新治村（現：桐生市）山上城出土例（10-4）の写真資料については、笠懸野岩宿文化資料館の第41回企画展「出土資料から見た東毛の戦国時代」の図録作成のために、同資料館が撮影されたものである。その写真データを、各々の資料を保管する太田市教育委員会・桐生市教育委員会・笠懸町（現：みどり市）教育委員会・笠懸野岩宿文化資料館の許可を戴いた後、同館学芸員の荻谷千明・小菅将夫の両氏のご好意により、写真データを

コピー・転載させて頂いたものである（文献名としては笠懸野岩宿文化資料館 2006として明記する）。文末ではありますが、ここに記して感謝いたします。（敬称略・五十音順）

浅野晴樹 井上雅孝 加部二生 小菅将夫

永井尚寿 荻谷千明 水口由紀子 宮田毅

太田市教育委員会 笠懸野岩宿文化資料館 笠懸町（現：みどり市）教育委員会 新治村（現：桐生市）教育委員会 富岡市教育委員会

註

- 19 小稿の（上）・（中）は、ともに『埼玉考古』に掲載したものであり、当然小稿についても『埼玉考古』に掲載していただく予定であった。しかし、筆者の怠慢により（中）を書いて後、4年が経過してしまった。そこで、遅まきながら一区切りつける意味も含めて、小稿を起こすこととしたが、今年度は『埼玉の考古学Ⅱ』の刊行により、『埼玉考古』の刊行は次年度送りとなった。そのため、小稿を埼玉県埋蔵文化財調査事業団の『研究紀要』に掲載することにした次第である。
- 20 今回「資料の補足」として掲載した資料の中には、発掘調査報告書が未刊行のものがある。そこで、各々の遺物の管理機関に許可を頂いて、写真を掲載した資料が3点ある。それらについては、各資料について記述する際にその旨、出典を明記していく。
- 21 この資料については現在整理作業中であるため、発掘調査報告書は未刊行である。公表されている資料としては、太田市教委1996と同市によるパンフレット『国指定史跡 金山城』および、笠懸野岩宿文化資料館2006に掲載されている写真がある。今回、小稿を起こすにあたり、太田市教育委員会・笠懸町教育委員会の許可を得た後、笠懸野岩宿文化資料館2006の写真データをコピー・転載させて頂いた。
- 22 遺物写真については、金山城跡馬場下曲輪出土例と同じく、太田市教育委員会・笠懸町教育委員会の許可を得た後、笠懸野岩宿文化資料館2006の写真データをコピー・転載させて頂いた。
- 23 10図6として掲載する遺物写真是、桐生市教育委員会・笠懸町教育委員会の許可を得た後、笠懸野岩宿文化資料館2006の写真データをコピー・転載させて頂いたものである。
- 24 富岡市教育委員会と永井尚寿氏のご好意により、51号土坑出土資料・1号井戸出土資料を実見させて頂いた。さらに、遺跡についての詳細な説明をして頂いた。
- 25 永井尚寿氏のご教示による。
- 26 遺物写真については、同館が撮影した写真データをコピー・転載させて頂いたものである。
- 27 笠懸野岩宿文化資料館と、同館学芸員の荻谷千明・小菅将夫の両氏のご好意により、墨書きワラケを実見させて頂いた。なおこの資料についても、写真データのコピーを頂いた。しかし、報告書が未刊行だけでなく、第41回企画展「出土資料から見た東毛の戦国時代」においても展示されていないため、図録にも紹介されていない資料である。そのため、小稿では掲載を控えた。
- 28 この資料については鈴木2001の1図9として掲載したが、写真図版であり、しかも小さなものであることから、細部を観察することは困難なものとなってしまった。今回、この資料を紹介している文献（都司1972）の遺物写真を再度観察した結果を述べる。この遺物写真について、再度掲載しようと考えたが、文獻自体の劣化が激しく断念せざるを得なかった。
- 29 笠懸野岩宿文化資料館の第41回企画展「出土資料から見た東毛の戦国時代」に展示されていた際に実見。
- 30 永井尚寿氏のご教示による。
- 31 本資料については下仁田町立歴史資料館において、展示ケース越しに実見した。しかし、全点の墨書きをみると見ることはできなかったため、同じ手によるかの確信はない。遺物写真と実測図から推測したものである。そのため、あくまでも印象の域を出ない。

引用・参考文献

- 井上雅孝 1992 a 「岩手県滝沢村 大釜館遺跡」『半邪志』第5号
- 井上雅孝 1992 b 「岩手県滝沢村大釜館遺跡出土の輪宝・獨磨墨書石」『半邪志』第5号
- 井上雅孝 1992 c 「輪宝墨描土器覚書 一屋敷前遺跡の資料を中心として」『いわき地方史研究』第29号 いわき地方史研究会
- 井上雅孝 1995 「江上館跡出土の墨書石について」『江上館跡Ⅲ』新潟県中条町教育委員会
- 井上雅孝 2003 「地鎮跡出土の輪宝・獨磨墨書石について」『大釜館遺跡発掘調査報告書』岩手県滝沢村埋蔵文化財センター
- 大賀 錠ほか 1994 「仙瀬I遺跡 仙瀬II遺跡 仙瀬III遺跡」下仁田町遺跡調査会・下仁田町教育委員会
- 太田市教育委員会 1996 「金山城と由良氏」
- 太田市教育委員会 2001 「史跡金山城跡環境整備報告書 発掘調査編」
- 岡崎譲治 1982 「仏具大事典」鎌倉新書
- 笠懸野岩宿文化資料館 2006 「出土資料からみた東毛の戰国時代」第41回企画展図録
- 兼安保明 1990 「屋敷と屋敷地のまつり」「中世のまじない」第6回中世遺跡研究集会 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所
- 加部二生 2005 「2003年度調査 新里村内遺跡発掘調査報告 山上城跡IX 石山II遺跡」群馬県勢多郡新里村教育委員会
- 木下密運 1984 「中世の地鎮・鎮壇」『古代研究』28・29
- 郡司良一 1972 「梵字を描く墨書き器」『考古学ジャーナル』No.71
- 小坂井修 2005 「第3節 地鎮に伴う遺構について」『港区荻原毛利家屋敷跡遺跡』東京都埋蔵文化財センター調査報告第162集
- 阪田宗彦 1989 「密教法具」『日本の美術』No.282 文化庁 至文堂
- 鶴谷和彦 1992 「地鎮め」諸相、『関西近世考古学研究』Ⅲ 関西考古学研究会
- 鈴木孝之 1996 「中世地鎮の一様相 一大里都寄居町末野遺跡例を中心として」『研究紀要』第12号 埼玉県埋蔵文化事業団
- 鈴木孝之 1999 「末野遺跡出土の墨書き器について」『城見上・末野Ⅲ／花園城跡／箱石』埼玉県埋蔵文化事業団報告書第211集
- 鈴木孝之 2001 「中世～近世の地鎮について 一墨書き器を用いる例を中心に（上）」『埼玉考古』第36号 埼玉考古学会
- 鈴木孝之 2002 「中世～近世の地鎮について 一墨書き器を用いる例を中心に（中）」『埼玉考古』第37号 埼玉考古学会
- 間根俊一 1992 「密教工芸 一神祕のかたちー」『特別展 密教工芸 一神祕のかたちー』図録 奈良国立博物館
- 絵芸合編集部 1969 「梵字入門」
- 田中龍男 1987 「金剛寺遺跡」大阪府埋蔵文化財協会
- 朽木県立博物館 2006 「今よみがえる中世の東国」平成18年度春季企画展 図録
- 永井尚寿 2005 「丹生東城遺跡」平成17年度調査遺跡発表会資料 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 永井尚寿 2006 「丹生東城遺跡」群馬県地域文化研究協議会
- 奈良国立博物館 1992 「密教工芸 一神祕のかたちー」『特別 展密教工芸 一神祕のかたちー』図録
- 新里村教育委員会 2005 「新里村内遺跡発掘調査報告書 山上城跡IX・石山II遺跡」
- 文化庁(編) 2006 「発掘された日本列島2006 新発見考古速報」朝日新聞社
- 精沢和之 1981 「史跡上野国分寺跡発掘調査概要」群馬県教育委員会
- 精沢和之 1984 「史跡上野国分寺跡発掘調査概要」群馬県教育委員会
- 精沢和之ほか1988 「史跡上野国分寺跡 発掘調査報告書」群馬県教育委員会
- 水野正好 1982 「屋敷地取作法と地鎮の考古学 一高野山宝性院跡発見の遺構をめぐって」『高野山発掘調査報告書』考古学研究室調査報告書第3号 元興寺文化財研究所
- 水野正好 1984 「近世の地鎮・鎮壇」『古代研究』28・29 古代史研究会
- 水野正好 1991 「紙魚想考(四)」『文化財学報』第9集 奈良大学文学部文化財学科
- 宮田 誠 1992 「山去遺跡（第1次）『埋蔵文化財発掘調査年報2 平成2年度』太田市教育委員会
- 森 郁夫 1984 「古代の地鎮・鎮壇」『古代研究』28・29 古代史研究会
- 森 郁夫 1990 「古代・中世の地鎮め」『中世のまじない』第6回中世遺跡研究会 広島県草戸千軒遺跡調査研究所
- 吉田 努・井上雅孝 2003 「大釜館遺跡発掘調査報告書」岩手県滝沢村埋蔵文化財センター調査報告書第1集

研究紀要 第21号

2006

平成18年6月20日 印 刷

平成18年6月27日 発 行

発 行 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108 熊谷市船木台4-4-1

電 話 0493-39-3955

<http://www.saimabun.or.jp>

印 刷 誠美堂印刷株式会社